

出雲地区

保護司会 だより

第45号

目次

- 巻頭言(出雲地区保護司会会長) … 1
- 啓発講演会のお知らせ …… 1
- 社会を明るくする運動 …… 2
- 保護司インタビュー …… 3
- 観察協会会員の募集 …… 4
- 保護司会組織図 …… 4
- 主な令和8年度事業 …… 4

誰もが知る更生保護へ

出雲地区保護司会

会長 朝山 一玄



七月を強調月間として実施されている「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

動を展開して更生保護の認知度を高め、その理解と促進を図ることになりました。

立ち直ろうとする人たちに寄り添い支えることにより、再犯を防ぎ、犯罪や非行のない社会を築く活動を更生保護といいますが、その力となっているのが、立ち直りのための助言を与えて見守る保護司、更生に協力して青少年の健全育成を図る更生保護女性会、非行少年の立ち直り支援を行うBBS会、社会復帰のための住居を提供する更生保護施設、仕事を通して見守る協力雇用主です。

そのための方法として「広報誌に活動紹介記事を掲載し、効果的な広報を図る」「啓発イベントを実施して報道を呼びかけ、ポスター掲示やSNSで活動を発信する」「イエローライトアップやマスコミキャラクターの活用による視覚的效果を図る」「学校での教育や作文コンテストを通じて、児童・生徒に理解を促進する」などに努めて、認知度向上に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

しかし令和七年度の調査では「社会を明るくする運動」は七割以上が「知らない」と回答しており、その割合は年々増加しつつあることが確認されています。この状況に鑑み、今年度は「社会を明るくする運動」の全国統一テーマを「保護司と更生保護ボランティアを広く知ってもらう」に定め、効果的な運

法務大臣は今年の「社会を明るくする運動」の実施に当たって、「更生保護が国民にとって『あたりまえ』な存在となり、立ち直り支援の輪がさらに広がる社会となるよう取り組みたい」と述べておられます。犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組は、私たちが暮らす地域の中で常に行われています。この取組について地域の皆様にご理解いただくことが犯罪や非行のない地域づくりの力になりますので、安全で安心な地域社会の実現のために、皆様のお力添えをよろしくお願い致します。

第76回 “社会を明るくする運動” 啓発講演会



“社会を明るくする運動”について理解を深めてもらうため、同運動のメッセージ伝達式終了後に講演会を行います。

- と き** 7月1日(水) 午後2時30分から
- と ころ** 出雲市民会館 大ホール
- 講 師** 幸島 美智子さん(元警視庁警察官)
- 演 題** 子どもを被害者にも加害者にもしない子育て～問われる親の責任と覚悟～

参加
自由

入場
無料

〇

第76回「社会を明るくする運動」
 「犯罪や非行を防止し、
 立ち直りを支える地域のチカラ」

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まれない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な活動です。

「更生保護」は、国、地方公共団体、民間が協力して、犯罪や非行から立ち直るようとする人々たちを支援する取組であり、とりわけ、「保護司」をはじめとする多くの更生保護ボランティアは、そのような人々を地域社会で支え、再出発を助けています。

社会経済の状況や地域社会、犯罪情勢等が大きく変化する中で、更生保護が機能していくためには、更生保護の取組に対する国民一人一人の理解と協力がより一層必要となります。

そこで、「社会を明るくする運動」の様々な取組を通じ、「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアの存在や役割を広く国民に知ってもらうことを

第76回の統一テーマとして、活動を展開することとします。
 (中央推進委員会)

メッセージ伝達式

保護司会では、次の日程により、この運動の趣旨に基づく内閣総理大臣から国民に向けたメッセージを市長に伝達します。

と き ●七月一日(水)
 午後一時から

と ころ ●出雲市民会館大ホール
 ※メッセージ伝達式終了後啓発講演会を行います。



令和7年度 メッセージ伝達式

広報・啓発活動

- ①街頭キャンペーン、横断幕・ポスターのぼり旗の掲示
- ②標語の募集(一般・小・中学生)
- ③作文の募集(小・中学生)
- ④ミニ集会の開催など地域との連携・協働活動の推進
- ⑤中学生との対話集会や講演会の開催

標語の募集

《一般の部》
 ●募集方法
 一人3点以内とし、自作・未発表のもの、用紙は自由です。

●提出先
 市役所・各行政センター・コミュニティセンター等に設置してある投稿箱に入れていただくか保護司会へ郵送してください。

●募集期間
 7月1日(水)～7月31日(金)

★優秀作品には賞状・副賞を贈呈し、保護司会ホームページに掲載します。

《小・中学生の部》
 ●募集方法・提出先
 一人3点以内とし、自作・未発表のもの、用紙は自由です。

●募集期間
 夏休み期間中
 ★優秀作品には賞状・副賞を贈呈し、保護司会ホームページに掲載します。

作文の募集

小・中学生の皆さんに、日常生活や学校生活の中で体験したことを基に、「犯罪や非行のない地域社会づくり」や「犯罪・非行をした人の立ち直り」について考えたことを作文に書くことで、この運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

●募集方法・提出先
 文字数は400字づつ原稿用紙3～5枚程度とし、作品には学校名・学年・氏名(ふりがな)を記入して、夏休み終了後速やかに学校へ提出してください。

★優秀作品には賞状・副賞を贈呈し、保護司会ホームページに掲載します。

出雲地区の保護司として活躍しています

Interview

お近くの保護司さんへのインタビュー

北風より
温かい
つくる
社会



日々の農作業が力の源です。

僧侶
(住職)

野津 雅史さん 保護司歴 23 年目

お寺の住職をしております。ある日「世間は北風より冷たいですよ」と、お檀家さまから言われた一言がきっかけとなり、前任の保護司さんのお勧めもあって保護司となりました。若い時、タイ国の和尚さまから教わった「(お坊さんは)村の衆に借りがある」のことばを大切に、非力ながらこのお役に向き合いたいと願っています。

事件は現場で
起きていては
(机に座っている
何もわかんない)



趣味：山登り

元営業
マン

嘉本 武司さん 保護司歴 10 年目

高校卒業してから 32 年振りに U ターンしました。地域の付き合いが判らなく、自治会役員になりました。その時保護司の交代があり就任しました。始めは戸惑いましたが、次第に慣れて今では少しでも立ち直りに貢献出来ているのでは・・・と思います。又、保護観察終了後に相談されて、悪い道へ入られる事を防いだ事が誇りになっています。

一歩一歩を
木切に



趣味：散策

神職
学習塾経営

山崎 寧子さん 保護司歴 6 年目

コミュニティセンターから声をかけていただいたことをきっかけに保護司となり、6 年目となりました。神職として地域に奉仕し、また塾の仕事を通して子どもたちと向き合ってきた経験を活かし、悩みや困りごとを気軽に話してもらえる存在となれるよう日々取り組んでいます。

地域を
支えるのは
自分たち



趣味：カラオケ・車で旅行

学習塾
経営

前島 虎次郎さん 保護司歴 1 年目

学習塾を経営している中で、地域の一員としてもっと地域に貢献したいと思っていました。そんなある日、偶然誘っていただき、保護司になる事を決心しました。

まだ 30 歳で未熟者ですが、保護司の経験を経て自分自身の能力を醸成し、地域へ還元していきます。また、同世代の保護司が増えるような活動をしたいです。

観察協会加入 お礼とお願い

昨年度、出雲地区で千二百人もの皆さまに、島根保護観察協会にご加入をいただきました。

厚く御礼申し上げます。

今年度も、引き続き温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

出雲地区保護司会
会長 朝山 一玄

更生保護、あなたの善意が、事業の支え。

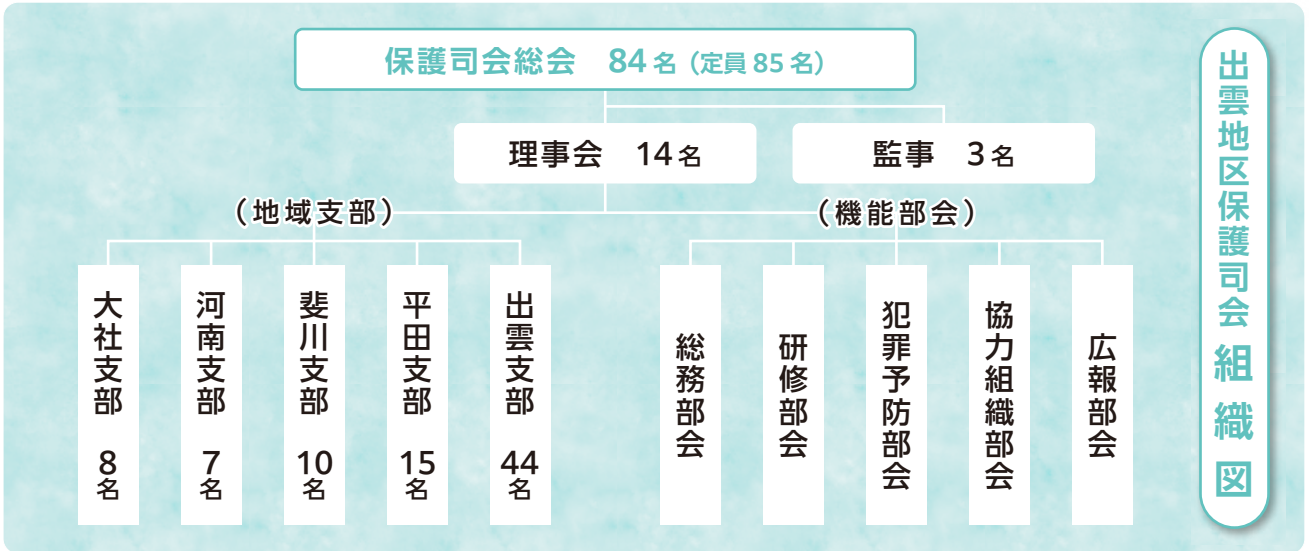
—島根保護観察協会会員募集—

犯罪や非行は、非難されるべきものではありません。でも、犯罪や非行をした人を、孤立させないで、更生のため必要な範囲で支え、助けることにより再犯を防止する、これが私たちの願いです。

島根保護観察協会は、更生保護事業の充実発展のため、事業を行っています。ぜひ、あなたも、会員としてご協力ください。

よろしくお願ひします。

お問い合わせ
出雲更生保護サポートセンター
☎22-7190



こもれび

保護司歴6年、面接件数5件、回数90回。再犯は減少傾向にある。非行・犯罪をどう減らすかは、法律で縛るだけではなく、互いの人権を尊重する社会が重要。人権を制限してまで国家ありきの主張もあるが、憲法の保障する基本的人権を尊重する社会を護りたい。

(林 誠治)

主な令和8年度事業

“社会を明るくする運動”をはじめとする犯罪予防活動やその他の取組について、関係機関・団体と連携を図り実施します。

- 1. 犯罪予防活動の推進** 第76回“社会を明るくする運動”では、内閣総理大臣のメッセージ伝達式、啓発講演会、街頭キャンペーン、横断幕・のぼり旗などによる啓発、標語や作文の募集を行います。
出雲地区保護司会だより第45号・第46号を市内全戸に配布し、啓発に努めます。
- 2. 処遇支援活動の推進** 再び犯罪をすることを防ぎ、善良な社会の一員として自立するために、随時、個別の処遇支援を行います。また、生活困窮者自立支援ネットワーク会議などに参加し、関係機関・団体との連携を図ります。
- 3. 更生保護団体との連携の促進** 出雲地区更生保護関係者協議会を開くなどして、更生保護女性会、協力事業主会、BBS会等との連携を強めます。

※この広報紙は、更生保護法人島根保護観察協会からの助成金を財源として発行しています。

出雲地区保護司会だより 第四十五号 令和八年六月一日発行 出雲地区保護司会 事務所：出雲市今市町五四三番地 電話22-7190